

	部長	担当 部長	総務担当 課長	課長		係長	合議 公園緑地係	担当
区分								
C								
報 告 書								
日 時	平成27年 2月26日 (木) 15時00分							
場 所	亀岡市役所 都市整備課内							
内 容	京都・亀岡保津川公園 (京都スタジアム (仮称)) に係る協議について							
対 応 者					相 手 方			
(都市整備課) ■■■係長、■■■主任、■■■主任					(株) 日建設計 ■■■氏			
内 容								
<p>○京都府より基本設計業務委託を受けた(株)日建設計の担当者が来庁し、京都亀岡保津川公園の基本設計内容について説明を受ける。また今後の事業の進行に係る確認事項等の協議を行う。</p> <p>(日建) 京都スタジアム (仮称) について現在の基本計画 (案) について説明。</p> <p>(日建) 京都・亀岡保津川公園は都市公園に該当しますか。  (都整) 都市公園となります。</p> <p>(日建) スタジアムは公園施設に該当しますか。  (都整) 公園施設に該当します。</p> <p>(日建) 市条例の中で公園敷地面積に対する建築面積の制限がありますが、京都スタジアム (仮称) については、京都府から亀岡市による特例緩和が受けられるのでは?と聞いていますが。  (都整) 市条例の中で、公園施設として設置される建築物については公園敷地面積の2/100、運動施設を設ける場合は公園敷地面積の10/100まで、併せて建築面積が公園敷地面積の12/100まで建築することができます。  現在のところ、特例緩和については考えていません。条例の範囲内で設計をお願いしたい。</p> <p>(日建) スタジアムの規模については、現在未確定であり、今後、京都府との協議の中でサイズダウンすることも考えられます。</p> <p>(日建) 事業はどのように進められますか。  (都整) 今後、市において公園予定区域を定めてのち、府に公園施設の設置許可を出します。それ以後に京都府によるスタジアム建設となります。</p> <p>(日建) 了解しました。  (都整) なお、平成27年度事業計画としては、西側境界にて園路・水路整備を行う予定です。</p>								

	部長	担当 部長	総務担当 課長	課長	担当 課長	係長	合議 公園緑地係	担当
区分								
C								
報 告 書								
日 時	平成27年10月8日(木)				14時00分~16時00分			
場 所	市別館3階会議室							
内 容	京都・亀岡保津川公園及び京都スタジアム(仮称)等の整備に係る府市事務打合せ							
対 応 者					相 手 方			
以下のとおり					以下のとおり			
内 容								
出席者	京都府	文化スポーツ部スポーツ施設整備課 ■ 施設整備担当課長、■ 副課長、■ 主査						
	亀岡市	政策推進室 ■ 室長、 政策推進課 ■ 課長 上下水道部 ■ 担当部長、水道課 ■ 担当課長 下水道課 ■ 課長、■ 副課長 まちづくり推進部 ■ 部長、■ 担当部長 都市整備課 ■ 課長、■ 担当課長、■ 主任 桂川・道路整備課 ■ 担当課長 産業観光部 ■ 担当部長、農地整備課 ■ 課長 環境市民部長 ■ 部長						
<p>1. 環境保全専門家会議の状況について          各検討課題についての専門家会議の議論と亀岡市の考え方について報告          京都スタジアム(仮称)整備のスケジュールについて説明</p> <p>2. 各協議項目の整理と進め方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタジアム基本設計内容について</li> <li>・建ぺい率について</li> <li>・インフララインについて</li> <li>・スタジアム排水計画について</li> <li>・アクセス道路につて</li> </ul> <p>○各項目について、京都府と市関係課が状況説明及び考え方を協議          ○今後、協議項目毎に市関係機関と府にて具体協議に入っていく</p>								

◇都市整備課関係協議内容

◆都市公園条例に係る建ぺい率について

【亀岡市】

建ぺい率に関して、公園面積の拡大は考えられない。亀岡市としては条例改正で対応し、スタジアム建設の受入体制をつくりたいと考えている。

スタジアム建設については、スケジュール的に4月に着工となれば、それまでに設置許可を出す必要がある。

その中で建ぺい率に係るスタジアムの規模により、改正率を考える。

12月議会を目途としているが、改正率については闇雲に決められない。

『府の設計がこうなので、建ぺい率を100分の20にします。』と言うような流れがあればありがたい。

【京都府】

京都府としては、実施設計段階にならないと建築面積が確定しない。

建築面積については、基本設計の面積規模を基準に施設配置の見直しも視野に実施設計となり、施設規模の縮小を考えていきたい。

【亀岡市】

その考えでは設置基準が定まらない。

京都府から『この数値でいってくれ。』と言うようなお墨付きが貰えたらありがたい。

施設の上限・下限をしばれないのか。

建ぺい率12%では収まらないという根拠がほしい。

施設規模が示せないと、いくらデザインビルド方式を採るとしても公募条件が提示できないのではないのか。

【京都府】

この場で、どうするとの答えは示せない。

【亀岡市】

条例改正には、京都府の強力なバックアップがなければできない。

府から要請文書をいただき条例改正に臨みたい。

【京都府】

文書については持ちかえり検討する。

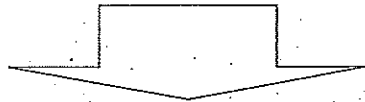
※議会までには時間がないので、早期に条例改正に向けて府との協議を進めます。

京都スタジアム（仮称）事業に係る都市公園法等関係法令の手続きについて

(H27. 10. 7)

■ H26. 5. 12 京都・亀岡保津川公園 都市計画決定 【亀岡市】

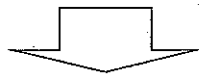
■ H26. 7. 11 京都・亀岡保津川公園 都市計画公園事業認可 【亀岡市】



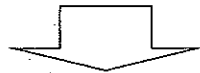
H26. 11. 5～H27. 3. 31 スタジアムの基本設計書作成  
H27. 6. 9 スタジアムに係る公共事業事前評価（第三者委員会）  
H27. 6. 18～7. 7 6月議会において補正予算議決  
(実施設計費 (H27) 2億円) + 工事費 (H28) 154億円)

<今後>

① 公園予定区域等の決定（法第33条第1項）（市議会の議決）【亀岡市】  
（→これ以降、同条第4項の規定により、法及び条例の「建ぺい率」及び「設置許可」の規定が準用されることになる。）



② 条例第3条の3及び第3条の4（建ぺい率）の改正（予定）【亀岡市】  
（必要な場合に建ぺい率に係る基準値を拡大）



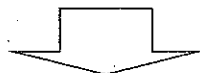
③ 公園施設（スタジアム）の設置許可申請（法第5条第1項） 【京都府】  
（条例第8条第2項に定められた事項を記載）



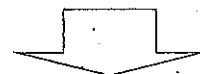
④ 公園施設（スタジアム）の設置許可 【亀岡市】



⑤ 工事着手（本体工事の現場着手）※実施設計は含まない 【京都府】



⑥ 工事完成 【京都府】



⑦ 都市公園の設置（法第2条の2） 【亀岡市】  
（→供用開始の公告により都市公園が設置され、以降、法及び条例の規定が適用されることになる。）

	部長	担当部長	総務担当課長	課長	担当課長	係長	合議 公園緑地係	担当
区分								
C								
報 告 書								
日 時	平成27年10月21日(木) 14時00分~							
場 所	市別館3階会議室 <del>市別館3階会議室</del> 京都市役所 京都市役所							
内 容	京都・亀岡保津川公園及び京都スタジアム(仮称)に係る府市事務打合せ(建ぺい率関連)。							
対 応 者					相 手 方			
以下のとおり					以下のとおり			
内 容								
<p>出席者 京都府 文化スポーツ部スポーツ施設整備課  <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 理事  <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 施設整備担当課長、  <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 副課長、  <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 主査</p> <p>亀岡市 政策推進室 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 室長、  環境市民部長 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 部長  まちづくり推進部 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 部長  桂川・道路整備課 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 担当課長  都市整備課 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 担当課長、<span style="background-color: black; color: black;">          </span> 主査</p> <p>○京都スタジアム(仮称)に係る建ぺい率について・・・市より説明</p> <p>○都市計画決定時及び都市公園事業認可時点 建ぺい率の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタジアム施設規模・面積等については、想定により算定</li> <li>・共生ゾーン・憩のゾーンの施設規模は、市が計画している面積</li> </ul> <p>※この時点においては、敷地面積割合・建ぺい率も範囲内にあったことを説明。</p> <p>○条例改正案について・・・・市より説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計での建築面積を上限として設定</li> <li>・運動敷地面積 69,500㎡以内</li> <li>・東屋等の施設を含め、建ぺい率は16.8%となる</li> </ul>								

※ 改正案として、本公園のみ特例値を15%とする

市：府・市との事前協議が整ったとして条例改正を提案する必要がある

条例改正にあたり、スタジアムの規模（23,100㎡）が必要になる根拠、施設が充実している内容の説明がほしい

府：基本設計書に示している内容が、根拠となる

現時点でのお答えは設計書を見てもらうしかない。

市：条例の改正と同時に、都市公園を設置すべき区域を定める議案も予定している

都市公園法で、運動施設は公園敷地の50%以内との規定がある、これも考慮する必要がある

府：現計画においては、競技場の建築面積が23,100㎡とフィールドが10,500㎡で約34,000㎡

芝生広場を含め、44,000㎡～45,000㎡である

運動施設の敷地面積割合については、分母は公園面積と考えており制限内である

条例改正は何時するのか

市：12月議会に提案することを目指している。

条例改正を行うにあたっては、府と市との間で事前協議が整ったとする文書が必要であり、いただきたい。

府：提出する文書については検討する

協議書形式になるかもしれない

都市公園条例において都市公園として別表に京都・亀岡保津川公園が上がっていないが、条例の改正はできるのか

市：都市公園条例の改正と同時に、都市公園を設置すべき区域を議会に提案することとなる

## 京都スタジアム（仮称）の建ぺい率について

### ■都市計画決定・事業認可時点の想定

京都・亀岡保津川公園	139,000㎡
大規模スポーツ施設敷地面積	69,206㎡
建築面積	16,036㎡
延床面積	34,889㎡ ※千葉市 フクダ電子アリーナ参酌
共生ゾーン・憩いのゾーンにおける各施設の建築面積合計	245㎡

#### この場合

敷地面積割	49.8%	条項	都市公園施行令第8条
建ぺい率	11.7%	条項	亀岡市都市公園条例3条の3、3条の4

### ■建ぺい率の上限値設定について

京都スタジアム（仮称）建築面積	23,100㎡	敷地面積	69,500㎡以内
共生ゾーン・憩いのゾーンにおける各施設の建築面積合計	245㎡（事業認可時点と変更なし）		

#### この場合

敷地面積割	50%以内
建ぺい率	16.8%

したがって条例改正案は、本公園の特例値として15/100とする。

### ■改正に至る「参酌」の理由付け

- ・都市公園の適正規模  
都市計画審議会、公聴会、パブコメ、図書縦覧意見聴取
- ・京都スタジアム（仮称）適正規模  
京都府におけるスポーツ施設のあり方懇談会  
専用球技場用地調査委員会  
京都スタジアム運営経営専門家会議  
京都府公共事業事前評価委員会

京都・亀岡保津川公園の事業認可時内容

設計概要

面積 13.9ヘクタール

主要施設

- 運動施設 大規模スポーツ施設（フクダ電子アリーナを想定）
- 園路広場 園路、広場
- 修景施設 植栽、芝生、池
- 休養施設 休憩所、ベンチ
- 遊戯施設 複合遊具、滑り台、健康遊具
- 教養施設 自然生態園、観察所
- 便益施設 便所、水飲台
- 管理施設 照明施設、水道

公園施設の種別		建築面積の割合 139,000㎡ (約13.9ha)	
		参酌基準	主要施設
建築物		2% (2,780㎡以内)	体験学習施設 150㎡ 便所 36㎡ 東屋 59㎡ 計 245㎡
特例	休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫、災害対策に必要な施設等	+10% (13,900㎡以内)	球技専用スタジアム 16,036㎡ ※フクダ電子アリーナを想定

敷地面積 69,206㎡

建築面積 245㎡+16,036㎡=16,281㎡

京都・亀岡保津川公園約13.9ha(139,000㎡)に対する建築面積16,281㎡

建ぺい率・・・2%+10%=12%

事業認可時 建ぺい率・・・約11.72%

(24.5+16,036) / 139,000 = 約11.72

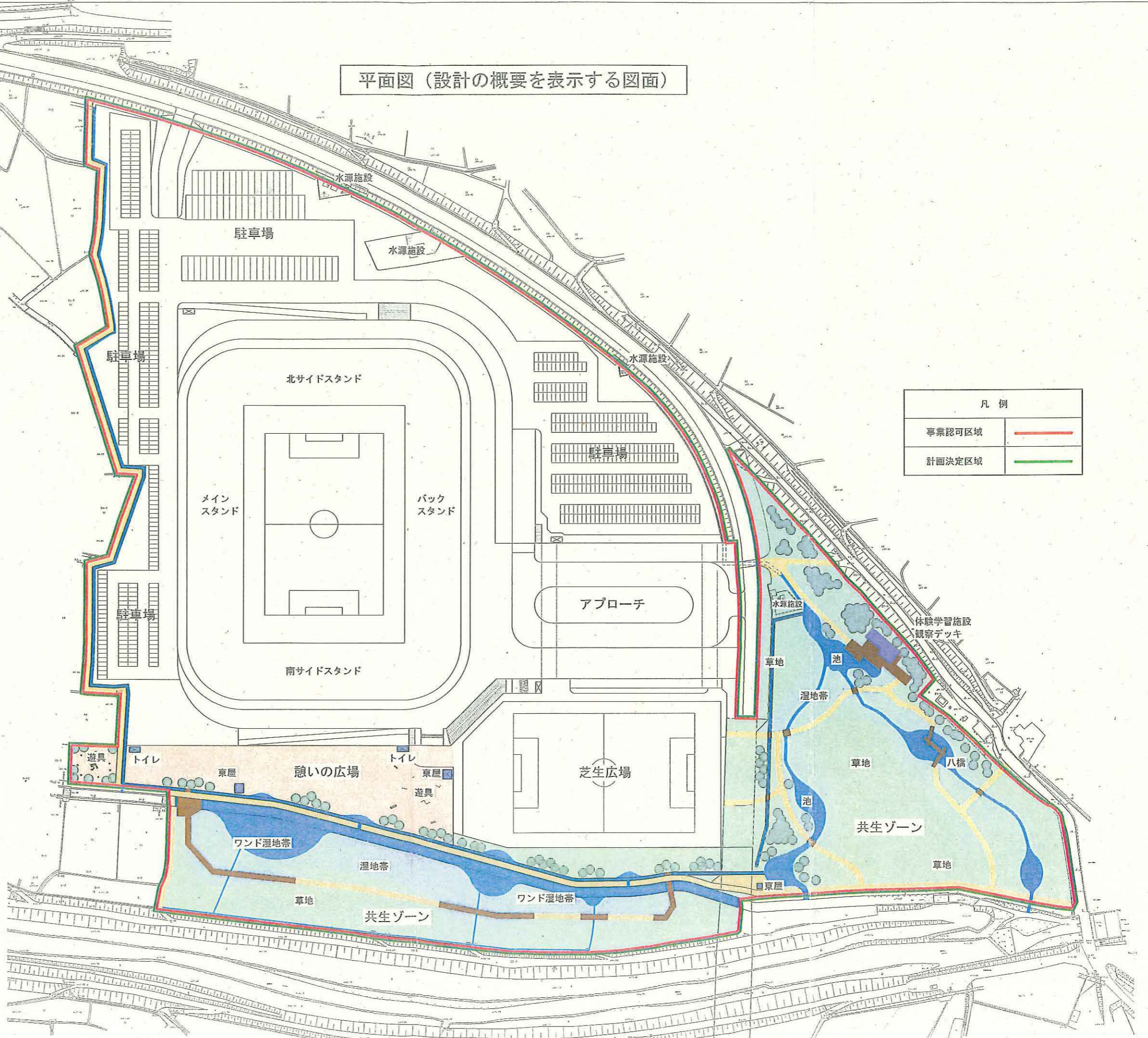
※よって事業認可時の想定では、建ぺい率は、条例の範囲内である。

また、敷地面積においても都市公園面積の50%をクリアー（69,500㎡の範囲）



平面図（設計の概要を表示する図面）

S=1:1000



凡例	
専業認可区域	<span style="color: red;">—</span>
計画決定区域	<span style="color: green;">—</span>

	部長	担当部長	総務担当課長	課長	担当課長	係長	合議 公園緑地係	担当
区分								
C								
報 告 書								
日 時	平成27年11月6日(金)				10時00分~12時00分			
場 所	京都府庁研修棟第5会議室							
内 容	京都・亀岡保津川公園及び京都スタジアム(仮称)等の整備に係る府市事務打合せ							
対 応 者					相 手 方			
以下のとおり					以下のとおり			
内 容								
<p>○出席者 京都府 文化スポーツ部 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 理事  <span style="padding-left: 100px;">スポーツ施設整備課 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 副課長、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 主査</span></p> <p>          亀岡市 政策推進室 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 室長  <span style="padding-left: 100px;">政策推進課 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 課長</span></p> <p>                          環境市民部 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 部長  <span style="padding-left: 100px;">まちづくり推進部 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 部長</span></p> <p>                          都市整備課 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 担当課長、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 係長、 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 主任  <span style="padding-left: 100px;">桂川・道路整備課 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 担当課長</span></p> <p>○協議内容</p> <p><b>【京都府】</b>  今回の協議は、亀岡市の条例改正の協議なのか。スタジアムについての問い合わせなのか。</p> <p><b>【亀岡市】</b>  これまで、京都スタジアム(仮称)の規模については、事業認可後の想定の中で、また、京都府の基本設計公表後などに協議を経てきたところではあるが、亀岡市としては、条例改正での対応を考えている。そのため、京都府の基本設計において、亀岡市都市公園条例で定めている建ぺい率12%を超えてまで、スタジアムの規模を23,100㎡とした理由など、条例改正のための材料がほしい。</p> <p>このため、別紙のとおり知事宛に京都スタジアム(仮称)の建築面積等についての照会文書を提出させていただくので、内容を確認され、回答を願います。</p>								
(裏面あり)								

**【京都府】**

了解した。内容を精査し、回答させていただく。

**【亀岡市】**

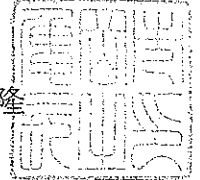
京都・亀岡保津川公園の整備については、府・市協調の中で事業が進められていると考えている。  
早急な回答をお願いしたい。

27都整第1062号

平成27年11月5日

京都府知事 山田 啓二 様

亀岡市長 栗山 正隆



京都スタジアム（仮称）の建築面積等について（照会）

日頃は、亀岡市都市計画公園「京都・亀岡保津川公園」整備事業の推進に格別のご配慮をいただいております。お礼申し上げます。

また、京都スタジアム（仮称）建設計画につきましても、府民・市民の期待するすばらしい基本設計がまとめられたところであり、いよいよ事業実施の段階へと進めていただいておりますことに、改めて感謝致す次第であります。

さて、京都・亀岡保津川公園は亀岡市都市公園条例には現在位置付けされていませんが、京都スタジアム（仮称）における基本設計の建築面積について、現在の内容のままでは、平成25年に改正しました亀岡市都市公園条例から計算される建築面積の限度を超える状況です。

つきましては、来る亀岡市議会定例会に同条例の改正案を上程したく考えておりますので、下記事項について回答いただきますようお願いいたします。

なお、都市公園法第33条（公園予定区域等）に基づく、都市公園を設置すべき区域を定めることについても同時に上程していく予定です。

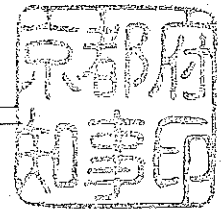
記

1. 基本設計に係るスタジアム建築規模（特に建築面積23,100㎡）に至った経緯
2. 今後実施設計段階での建築面積変更の有無と建築面積の限度値
3. 都市公園法施行令第8条（公園施設に関する制限等）に基づく運動施設の敷地面積の総計

7 ス 施 第 8 1 号  
平成27年11月6日

亀岡市長 栗山 正隆 様

京都府知事 山田 啓二



京都スタジアム（仮称）の建築面積等について（回答）

平成27年11月5日付け27都整第1062号で照会のことについて、下記のとおり回答します。

記

- 1 京都スタジアム（仮称）の基本設計は、日本サッカー協会のスタジアム標準や日本プロサッカーリーグのスタジアム検査要項等の諸基準を踏まえ、基本構想に示しているハイレベルな観戦環境の創出に加え、アユモドキ保全や治水対策を考慮した建築計画等について、平成27年3月にとりまとめたものです。この基本設計の時点において、建築物の建築面積は、スタジアム本体の23,100㎡としております。
- 2 今後、実施設計については、環境保全専門家会議の意見を踏まえて仮決めした公園内の位置において、デザインビルド方式での発注を予定しており、コスト縮減を図るための例として、建設スペースの削減（形状変更含）、屋根構造、スタンド形式等について、デザインビルドの参加者から提案を受けることとしております。このことから、実施設計におけるスタジアムの建築面積は、基本設計の建築面積を超えないものと考えております。
- 3 運動施設の敷地面積については、基本設計の時点において、スタジアム本体の建築面積にフィールド面積を加えた33,100㎡と芝生広場の8,500㎡としております。このほかアプローチ広場や便益施設としての駐車場などを予定しておりますが、環境保全専門家会議の意見を踏まえて、配置や面積を決定していくこととしております。